

中野区教育委員会会議録 平成20年第6回定例会

○開会日 平成20年6月20日（金）

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時01分

○閉 会 午前 11時39分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（6名）

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
学校再編担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	村 木 誠
中央図書館長	倉 光 美穂子（欠席）

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	渡 邊 真理子

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
委 員	山 田 正 興

○議事日程

日程第1	第39号議案	中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
日程第2	第40号議案	中野区立体育館条例施行規則の一部を改正する規則
	第41号議案	中野区もみじ山文化センターの管理及び運営に関する規則の

一部を改正する規則

第 4 2 号議案 中野区区民ホール及び芸能小劇場条例施行規則の一部を改正する規則

日程第 3 第 4 3 号議案 第 2 0 期中野区社会教育委員の委嘱について

午前 1 0 時 0 1 分開会

高木委員長

おはようございます。

ただいまから教育委員会第 6 回定例会を開会いたします。

本日、倉光中央図書館長は所用のため欠席でございます。

本日の会議録署名委員は、山田委員をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

< 日程第 1 >

高木委員長

日程第 1、第 39 号議案「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

指導室長

それでは、「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、提案の説明をいたします。

提案理由でございますが、育児短時間勤務制度がこのたび教職員のほうにつきましても導入されることに伴います規則を整備する関係でございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただければというふうに思います。具体的には、この規則に関しましては、「育児短時間勤務」を加えるということでの改正でございます。第 3 条第 9 条に育児休業法の「育児短時間勤務の承認」という条項になります「第 10 条第 1 項」を加えます。そして、その次に「育児短時間勤務」をつけ加えさせていただきます。

さらに附則におきまして、この改正する規則の施行予定日でございますが、平成 20 年 7 月 1 日から施行というふうにしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

飛鳥馬委員

この細かい規則に対する質問とかではなくて、この規則改正の賛成の意見をちょっと述べたいと思うのですが。

日本の場合、少子高齢化と言っていますが、まあ、少子化ですね。なかなかうまく対策がないというのがあるだろうと思うのですね。保育園をふやすとか、医療を無料化するとか、いろいろなことがありますけれども、ただ、一番大事なのは、女性が働きながら子育てができるということは、私、非常に望ましいと思うのですね。詳しいことはよくわかりませんが、諸外国では、半日勤務して半日休めるとか、1週間に3日勤務してあと休めるとか、それが非常にうまくいっているという話を聞いたことがあります。

つい1週間ぐらい前でしたか、「クローズアップ現代」で、お医者さんが不足していて、特に今、女性のお医者さんがたくさんふえているわけですが、結婚とか出産でやめられるお医者さんが多い。その人たちに何とかもう一回復帰してほしいというときに、大学病院等で緊急患者を扱って遅くまで働くというのだとなかなか復帰できないのですね。9時から5時までとか、あるいは何曜日と何曜日と限定された時間の中なら何とか復帰できる、そういうことを番組でやったことがあります。皆さんもごらんになったと思うのですが、やはり女性が働きながら子育てができるというのはなかなかの方法だろうなというふうに思って、賛成の意見を述べさせていただきました。

大島委員

ちょっと復習になるのですが。

育児休業法の改正で育児短時間勤務という制度ができたというのは前にも伺ったことがあると思うのですが、ごく概略でいいので、どんなような勤務形態があるのか。申しわけないのですが、ちょっとおさらいさせていただければと思うのです。

指導室長

それでは、育児短時間勤務の内容について簡単にお話をさせていただきたいと思います。

この制度が取得できる職員については、小学校の就学が始まる始期に達するまでの子どもさんを養育する常勤職員ということになります。そして、取得のパターンにつきましては4パターンございまして、まず一つ目は、1日当たり4時間の勤務、週20時間になるということでございます。2パターン目は、1日当たり5時間の勤務ということで、週25時間働いていただく形。三つ目は、週3日、週24時間という、フルに働いて週3日働いていただくパターン。そして、週2日半という4番目のパターンがございまして、週2日半ですと、週20時間働くという形になってまいります。そのような形で、教職員が取得した場合については非常勤講師の対応を原則とすると。今年度においてはそういうことで後補充を考えるとということのようでございます。

山田委員

この短時間勤務制度、育児休業法ができ上がって、今までこの取得はたしか3歳の養育というのが決められていたのが、小学校就学前に上がったということで幅広くなったとい

うことと、育児休業法が世に出ても運用がなかなかうまくいかなかったというところで、常勤職員ということにはなっているのですけれどもね。

あともう一つは、もう少しフレキシブルにできるようになればいいかなと思います。特に教育現場などについては、それにかわる教員の確保とかいうことがあるので、ある程度時間が4パターンに分かれているのかなというふうに理解していますが、ぜひこういったものが公務員だけでなく一般企業などにも採用が図られて、子育てができるような環境が整うことが国での子育て支援に大きく影響するのではないかと、いいように評されるのではないかなと思っておりますので、この件については一応一歩前進ではないかなと思います。

高木委員長

ほかに質疑はございませんか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決したいと思います。

ただいま上程中の第39号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第2>

高木委員長

続きまして、日程第2、第40号議案から第42号議案までの計3件を一括して上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

生涯学習担当参事

それでは、第40号議案「中野区立体育館条例施行規則の一部を改正する規則」、第41号議案「中野区もみじ山文化センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」及び第42号議案「中野区区民ホール及び芸能小劇場条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、改正の理由でございますが、主な理由として3点ございます。

まず1点目が、指定管理者が管理をしております区の文化・スポーツ施設を利用して自主事業を行う際の施設予約に関しまして、今までは「教育委員会が必要と認めるとき」という条項を適用して、事前の予約を認めてまいりました。しかしながら、指定管理者の施設予約につきまして、はっきりと区民に明らかにするため、区などと同様、「使用申し込みの受け付け開始日前に施設の予約を行うことができる」という規定を加えるものでございます。一般の利用者につきましては、例えば文化施設ですと14カ月ルールですとか、体育館等で7カ月ルールといったようなルールの中で利用の申し込み・予約等をしていただ

いておりますけれども、区などはこうしたルール前に予約ができるという仕組みになってございます。その仕組みに指定管理者もきちんと正式に加えていこうということでございます。

この第1点目にかかわります条項につきましては、まず、体育館に関する施行規則につきましては、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。施行規則の第3条第2項に「第6号指定管理者が事業を実施するために使用する場合」というのを加えます。

それから、もみじ山文化センターに関する規則につきましては、これも新旧対照表でごらんいただきますと、第4条第4項の中に「及び指定管理者」というふうに文言を加えるとともに、第5項を追加してございます。

それから、三つ目、区民ホール等にかかわる施行規則に関しましては、同様に、新旧対照表の第5条の第3項及び第4項を追加するものでございます。これが大きな改正点の1点目でございます。

それから、2点目といたしましては、区が文化・スポーツ施設の事前払い施設を利用する場合の使用料につきましては、区の会計事務規則に前払いをする規定がないということから、会計事務規則を適用いたしまして、利用当日に支払いを行ってございます。文化施設の規則にはこの支払い猶予に関する規定がございますけれども、体育館規則にはこの規定がないため、指定管理者に事実上支払い猶予の了承を得ているのが現状でございます。このため、今回、体育館規則に支払いの猶予に関する規定を加えるものでございます。体育館条例施行規則の新旧対照表の裏面になりますが、第4条の第2項のただし書き及び第3項を追加するとともに、現行の条文をこれに伴いまして整理をさせていただいております。

次に、3点目といたしまして、区民サービス向上のため、文化施設にかかわります附帯設備、いわゆる貸し出し備品の追加を行います。これにつきましては、もみじ山文化センターの管理規則、これも別表をごらんいただきたいと思っておりますが、左側が改正案ということで、アンダーラインの引いてある設備がこれに該当するものでございます。区民ホール等に関する施行規則についても、別表の中にアンダーラインの引いてあるものがこれに該当するものでございます。

そのほか、細かくはご説明申し上げますが、前回改正時、これは平成18年の指定管理者導入時点の改正でございますが、ここにおいて改正漏れのあった部分、あるいは文言の整理を行いますとともに、今回の改正におきまして新たな項や号が加わったことによります番号のずれの修正などを行うものでございます。本件3点とも施行は平成20年7月1日を予定してございます。

なお、指定管理者の管理にかかわります施設につきましては、このほかにも哲学堂、上高田等の運動施設がございますが、この運動施設にかかわります事前申し込み制につきましては、公園条例の施行規則の中で規定がございますので、都市整備部に対しまして現規

則の改正を依頼しておるところでございます。

私からの説明は以上でございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

山田委員

指定管理者の委託に対していろいろな条例を定めていくということだと思っておりますけれども、第3条の第2項にあります七つの条件について、受け付け開始前に申請し、それで予約をとることができるというふうに理解するのですけれども、この7件の事前予約の状況というのがどのような状況になっているかというのがわかりますでしょうか。文化施設と体育施設で多少違うと思っておりますけれども、一般の方が利用しやすい状況になっているかどうか。その辺を踏まえて、少しわかればお願いします。

生涯学習担当参事

一件一件が細かく、ここが年間に何件とか、そういったことではちょっと把握してございませんけれども、例えば中野体育館につきましては、体育協会とかレクリエーション協会とか、あるいは新日本スポーツ連盟といったような使用団体と、指定管理者と私どもの三者で、前年の8月ぐらいに利用者調整というのを行いまして、その翌年度の利用日等をその中で調整するといったようなことをやっております。それから、鷺宮体育館のほうは、基本的には個人利用がどちらかといえば中心になっております。それから、文化施設につきましては、こうした利用者調整制度がございませんけれども、14カ月前の応答月の18日から、体育館などは7カ月とかあるのですけれども、いわゆるインターネットで予約が可能になっておりますので、そういう意味では、そうしたことにすぐれているといえますか、なれているというか、そういう利用者にとっては非常に使い勝手はいいだろうけれども、一般の区民の方がどこまでそういったことに対応できるかということについてはそれほど難しい予約手続ではございませんけれども、そういう意味では差が出てしまっているという事実はあるかと思えます。

山田委員

あともう1点ですが、使用する場合の申請について、例えば第4項にある公益法人などが使用する場合がありますけれども、これは事前に登録しているということか、どうなのでしょう。

生涯学習担当参事

公益法人、公共的団体につきましては、社会教育団体と異なりますので、事前に登録という問題は起こらないと思えます。ただ、利用者登録という意味ではみんな同じですので、特に体育施設の場合には。

山田委員

あと、今、公益法人の基準の見直しがされていますので、それを見ながらまたこれは変

えていかなければいけないというふうにはなるのでしょうかね。

生涯学習担当参事

いわゆる公益法人改革三法が本年の 12 月 1 日から施行予定ということになっておりまして、その動きなどを見ながら、必要に応じた対応を図っていく必要があるだろうと、このように考えております。

飛鳥馬委員

もみじ山文化センターのほうの管理・運営の規則のことですが、基本的なことがわからないので教えてほしいと思うのですけれども、ここに特に音響設備等の変更した表がありますね。こういうものを使用する場合といいますか、あるいは貸し出しをする場合に、指定管理者が一括して年に 1 回申請すれば、指定管理者の責任で使用者に貸すのか、あるいは使用者がその都度指定管理者に申請して借りるのか。有料だと思いますので、その関係がどうなっているかちょっと教えていただきたい。

生涯学習担当参事

もちろんこれは有料でございまして、使用するたびに必要な設備・備品等のリストがありまして、それを指定管理者と利用者との間でチェックをしながら、これとこれとこれとこれを使いたいということであれば、それに応じてその設備を提供して、それで料金を徴収する、そういうシステムになっております。

飛鳥馬委員

ここに書いてあるのは、区としては、指定管理者に一括してその管理を委託するといいますか、年間こういうものを指定管理者が管理してくださいというふうにする、このあれでしょうか。

生涯学習担当参事

施設と設備につきましては、平成 18 年から指定管理者制度を導入しておりますので、少なくとも現在の共同事業体に対しては、18 年から 5 年間、設備も含めて管理をしていただく、そういう基本協定を結んでおります。

飛鳥馬委員

そうすると、難しいと思うのです。途中でそういう備品が追加になったら、5 年ではなくて 2 年、3 年ということもあり得ますか。

生涯学習担当参事

新規に購入して、それを配備すれば、その時点から残りの指定期間ということになります。

飛鳥馬委員

わかりました。

大島委員

直接はこの規則改正と関係ないかもしれないのですけれども、特にもみじ山文化センター

などは、このように指定管理者が一般の申し込みよりも先に予約をとるということが、今までもあったのでしょうかけれども、正式にできることになると、つまり、区が使いたいというのとか、指定管理者が使いたいというのが優先的に日にちをとることになるので、一般区民の方が使いたいというときにはもう全部埋まっているというような、そういう一般の区民へのサービスが悪くなるというおそれはないのでしょうか。

生涯学習担当参事

例えば指定管理者にかかわります19年度の大ホール、小ホールの利用状況を見ますと、合わせて17件、視聴覚ホールでも21件程度ですので、一般の区民の方にこのことによって影響が出るということは考えておりません。

山田委員

もう1点は、利用料金の納付のことなのですけれども、今、利用料金については現金で納付されているのが現状でしょうか。

生涯学習担当参事

はい。基本的に、一般的な利用者につきましては、利用承認のあった日から14日以内に、例えば文化施設ですと、ZEROホールを使う場合にZEROホールに行かなければならないということはないのですけれども、他の、いわゆる指定管理者に管理をしてもらっている文化施設であるならば、どこの施設に行かれても構わないのですが、その施設に行って現金で利用料金を支払っていただく、そういうシステムになっております。

山田委員

そうなりますと、例えばZEROの大ホールなどの日曜日の1日とかということになりますと、相当な金額になると思うのですね。そういった場合に、今後、現金ありきではなくて、例えばコンビニでの送金ですとか、そういった道をつけるべきではないかなと。安全の意味、それから指定管理者の負担軽減の意味からも、そういったことをやるべきではないかなということも思うのですけれども、いかがでしょうか。

生涯学習担当参事

例えばそのためのシステムをつくるとか、民間のそういったところを利用する場合のそれにかかわる費用の問題とか、いろいろなことがありまして、今そういうシステムを新たに導入しようとするすると、それが今度は利用料金にそのままはね返ってくるということも考えられますので、現時点ではそこまでは考えてはおりませんが、今後の課題にはなるというふうには考えております。

山田委員

あともう1点ですけれども、区の収納ですとか会計基準の中で前払い制度が認められていないということもあると、利用料金の猶予がされた場合には当日現金でということになるかと思うのですけれども、当日にということもなかなか厳しいのではないかなと思うのですね。そのときに現金の授受をする職員がいなければいけないとかあるので、その辺も

ある程度これからは改善する方向に。なるべく現金を扱わないほうが僕はいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

生涯学習担当参事

公金の支出につきましては、一般的には後払い、それも口座振りかえ等を使ったシステムが主ですけれども、いわゆる使用料については、少なくとも一番遅い時点でその日ということなのですね。本来、前払いができればもっと前ということはあるのですが、基本的には即日払い終わらなければならない。調達が不能な、あるいは難しいという場合にこの即日払いというのを例外的に認めている事項の一つなのですね。それがこの使用料という問題になっているものですから、これもなかなか難しい。

実は、指定管理者導入に際しまして、私どもも、当時の収入役室にそのあたりのところを「何とかありませんか」ということで申し入れをしたのですが、結果としては、「例外的に認めるわけにはいきません」ということで協議は整わなかったという事実はございます。

高木委員長

ほかに質疑はございませんか。

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、上程中の第40号議案から第42号議案までを一括して挙手の方法により採決いたします。

ただいま上程中の第40号議案から第42号議案までの計3件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

ここでお諮りいたします。

本日の日程第3、第43号議案「第20期中野区社会教育委員の委嘱について」は、人事案件ですので、非公開での審議を予定しております。

そこで、定例会を一たん休憩し、先に第21回協議会を開会いたします。

また、来週の教育委員会は、緑野中学校を訪問するため、本日が6月最後の教育委員会の会議となります。よって、傍聴者発言の時間を設けた後、定例会を再開したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

ご異議ございませんので、定例会を暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前11時30分再開

高木委員長

それでは、定例会を再開いたします。

<日程第3>

高木委員長

日程第3、第43号議案「第20期中野区社会教育委員の委嘱について」を上程いたします。

ここでお諮りをします。

本件は、人事案件ですので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項のただし書きの規定により非公開とさせていただきたいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成ですので、ただいまより会議を非公開といたします。

恐れ入りますが、傍聴の方はご退席を願います。

(傍聴者退席)

(以下、非公開)